

第 52 期（第 1 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 5 月 24 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 局長挨拶
- 3 議事
 - (1) 会長及び会長代理の選出について
 - (2) 審議会運営規程の改正及び会議公開要綱について
 - (3) 今後の審議会の運営について
 - (4) そ の 他
- 4 閉 会

令和元年度 第1回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年5月24日 16時～16時33分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

3 議題・議事要旨

(1) 会長及び会長の代理の選任について

会長に近藤委員、会長代理に中河委員が選出された。

(2) 審議会運営規程及び会議公開要綱について

今後の議事運営は、今回承認された審議会運営規程及び審議会公開要綱に則って行うこととされた。

(3) 今後の審議会の運営について

運営小委員会を設置することが決定され、運営小委員会の委員が選出された。

(4) その他

次回本審は公開することとされ、運営小委員会は非公開とされた。

最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業について事務局から報告した。

ホームページ公開案について事務局から説明した。

高知県労連の要請内容について事務局から説明した。

第52回中央最低賃金審議会配布資料について事務局から説明した。

第 52 期（第 2 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 7 月 3 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 「高知県最低賃金」改正決定について（諮問）
- 3 運営小委員会結果報告について
- 4 適用事業所数及び適用労働者数（電子・貨物）
- 5 その他
- 6 閉 会

令和元年度 第2回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年7月3日 15時30分～16時16分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 4名
使用者代表委員 4名

3 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金改正決定について

- ① 高知県最低賃金改正決定について、局長から会長あて諮問を行った。
- ② 事務局から諮問に関する手続き等について説明を行った。

(2) 5月24日開催の運営小委員会の検討結果及び了解事項について事務局から報告を行った。

(3) 高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中賃の目安の取扱いについて

- ① 中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料のひとつとして取り扱うことを確認した。
- ② 地域専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。
- ③ 8月9日までの答申をめざして審議を行うこととした。

(4) 特定（産業別）最低賃金〔電子・貨物〕の審議運営について

- ① 特定（産別）最低賃金については、例年どおり必要性の有無について、特別小委員会を設置して、審議することとなった。
- ② 特定（産別）最低賃金の特小委員は本審委員が各側3名で組織することとなった。
- ③ 特定（産別）最低賃金の特小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることとした。
- ④ 特定（産別）専門部会における最低賃金審議会令第6条5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。
- ⑤ 特定（産別）最低賃金については、要件を満たし改正の必要性ありとなった場合には、現行の発効日に留意しながら審議を行うこととした。

(5) 事業場実地視察について

事業場実地視察については、7月19日に1事業場を視察することとなった。

(6) 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を30分間以内、陳述人2名以内の制限を設けた上で、内容についても地域最賃改正審議の参考となるものに限定して受けることとした。

また、異議申し出後に意見陳述の申し出があれば、時間を10分以内、陳述人1名、地域最賃改正決定にかかる異議に限定して受けることとした。

(7) 適用事業所数及び適用労働者数（電子・貨物）

- ① 電子最賃に係る適用事業所数、適用労働者数が承認された。
- ② 貨物最賃に係る適用事業所数、適用労働者数は、特別小委員会（本審委員が各側3名で組織）を設置して審議を行うこととされ、審議結果を次回の本審に報告する

ことされた。

(8) 次回審議会等の日程及び公開については、下記とすることが議決された。

- ① 第3回高知地方最低賃金審議会は、8月2日午前9時40分頃から開催する。
- ② 地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があった場合には、8月2日午前9時から開催する。
- ③ 第1回地域最賃専門部会は、8月2日第3回本審議会終了後開催する。
- ④ 第3回高知地方最低賃金審議会は、目安伝達などが議事として予定されており、公開とする。
- ⑤ 8月2日に開催予定の全員協議会は意見聴取（法第25条第5項）であり、公開とする。
- ⑥ 8月2日に開催予定の第1回地域最賃専門部会は、公開とする。

第 52 期（第 3 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 8 月 2 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 事業場実地視察結果について
- 3 中央最低賃金審議会における「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
- 4 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- 5 「一般貨物」最低賃金特別小委員会の報告について
- 6 特定最低賃金審議について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

令和元年度 第3回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年8月2日 9時55分～11時03分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

3 議題・議事要旨

(1) 事業場実地視察結果報告（令和元年7月19日実施）について

地域最賃適用のプラスチック製食品容器製造業会社で実施。食品容器製造工程の視察を行い、最低賃金関連事項について労使関係者から意見聴取を行った。

(2) 中央最低賃金審議会における「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の伝達について

地域別最低賃金額改定の目安及び公益委員見解を伝達した。

・高知県における引上げ額の目安は、26円である。

使用者側

昨年以上に厳しい目安額となっている。なぜこの金額になったのかが説明されていない。また、これまで毎年大幅な引き上げを行ってきたことに対し、検証すると言いながら、検証されないまま引き上げるのは問題である。

労働者側

最賃の目的は、セーフティネットの機能だけではなく、人たるにふさわしい生活水準の保障にあるが、現在、その水準に達していないので、それに達するまで引き上げるべきである。過去にない目安が出たということで理解している。

(3) 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（諮問）

局長より会長に諮問文を手交した。

電子最賃の必要性の有無について審議する特別小委員会の委員が選出された。

電子の特別小委員会の審議日程は、事務局において調整することとなった。

(4) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金特別小委員会座長から報告された。

(5) 「高知県一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定に関する申出書について、事務局から、新産業別最低賃金の改正に関する申出要件を満たしていないとの報告がされた。

(6) 特定最低賃金の必要性の有無について審議を行う特別小委員会は、公開とすることが議決された。

(7) 8月9日午後3時から予定の次回第4回審議会は、専門部会で全会一致に至らなかった場合に開催することとし、会議は公開することが議決された。

第 52 期（第 4 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 8 月 27 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 高知県最低賃金専門部会の結果報告について(報告)
- 3 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(諮問)
- 4 高知県最低賃金専門部会の廃止について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和元年度 第4回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年8月27日 9時～10時13分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

3 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金専門部会の結果について

専門部会長から専門部会結果が報告された。

(2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

8月23日付けで高知県労働組合連合会から提出された異議申出について局長から会長あて諮問がなされ、審議を行った。

高知県労働組合連合会から意見陳述の申し出があり、第2回審議会で異議審議時の意見陳述が了承されていることから異議申し出内容について意見陳述がなされた。

意見陳述後、労使双方から意見が出され、それらを参考にして公益委員が公益委員見解をまとめ説明した結果、「原意見のとおり決定することが適当である」との結論に達し、労使委員に了承され会長から局長に答申がなされた。

(3) 専門部会の廃止について

高知県最低賃金専門部会については、審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」との規定がなされ、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会はその専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」と規定されており、高知県最低賃金専門部会については、既にその任務を終了しているため廃止が決定された。

(4) その他

次回9月18日(水)開催予定の審議会は公開することが議決された。

第 52 期（第 5 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 9 月 18 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金特別小委員会報告について
- 3 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和元年度 第5回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年9月18日 9時～9時23分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

3 議題・議事要旨

(1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金特別小委員会報告について

特別小委員会座長から令和元年9月11日付の「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（特別小委員会報告）」に基づき特別小委員会の結果報告がなされた。

(2) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

「電子」最低賃金特別小委員会からの報告を踏まえ、審議の結果「電子」最賃について改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、会長から局長に答申があった。

(3) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定について

「必要と認める」の答申を踏まえ、局長が諮問を行い、専門部会を設置して審議をすることとなった。

(4) その他

- ・電子最賃専門部会では全会一致の場合に限り、審議会令第6条5項を適用することとされた。
- ・今後の審議会等の公開については下記とすることが決議された。

第1回電子専門部会については、金額審議が行われるため、委員の率直な意見交換に支障をきたすことが考えられるので非公開。次回開催予定の審議会は、公開することが決議された。

第 52 期（第 6 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和元年 10 月 23 日

場 所 高知地方合同庁舎

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金
専門部会報告
- 3 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金
専門部会の廃止について
- 4 その他
- 5 閉 会

令和元年度 第6回高知地方最低賃金審議会

1 開催日時 令和元年10月23日 14時28分～14時42分

2 出席状況 公益代表委員 5名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

3 議題・議事要旨

(1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金専門部会の結果について、報告された。
事務局から今後の手続きについての説明を行った。

(2) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金専門部会の廃止について、既に任務を終了しているため廃止が決定された。

(3) その他

次回の審議会は公開することが議決された。